



▲ 5月21日開催の第5回十勝中央合併協議会

分科会・部会から協議会まで

十勝中央合併協議会での協議が続けられています。各協議項目の調整方針は、3町村の担当職員による分科会及び専門部会で原案が提案され、助役、総務及び企画担当部課長で構成する幹事会で協議、調整したのち、協議会に提案されます。

協議会において調整方針が決定されたあとは、分科会及び専門部会で、新町の設置に向けたそれぞれの事務事業の、具体的な調整内容が検討されていきます。



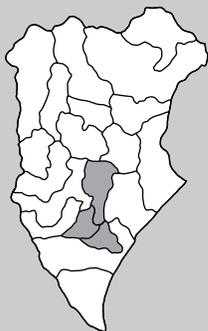
▲ 5月24日開催の消防専門部会

3町村に共通している団体は できる限り合併時に 統合できるように調整に努める

第5回十勝中央合併協議会が、5月21日、更別村社会福祉センターで開催されました。この日は、前回提案された「公共的団体等の取扱い」の協議が行われ、提案のとおり「新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める」とし、「3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める」等の調整方針が決定されました。

もくじ

協議項目	2～11
公共的団体等の取扱い	
補助金・交付金等の取扱い	
防災関係事業の取扱い	
国民健康保険事業の取扱い	
財産及び債務の取扱い	
一般職の職員の身分の取扱い	
特別職の身分の取扱い	
電算システムの取扱い	
平成15年度決算の認定	11
小委員会報告	12
会議予定等	12



第6号 2004.6.1発行



十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメールtokachichuo-gappei@north.hokkai.net

第5回協議会での協議

「公共的団体等の取扱い」他2項目を決定

「国民健康保険事業の取扱い」他4項目を提案

第10回十勝中央合併協議会では、新町建設計画小委員会の報告、平成15年度歳入歳出決算認定のあと、協議項目の「公共的団体等の取扱い」「補助金・交付金等の取扱い」「防災関係事業の取扱い」が協議され、提案のとおり決定されました。

また、次回に協議する項目として「国民健康保険事業の取扱い」「財産及び債務の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「電算システムの取扱い」の5項目の提案と説明が行われました。

決定した協議項目

協議項目 17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- 1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

協議項目 18 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。

- 1 3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。
- 2 3町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。

協議項目22-2 防災関係事業の取扱い

- 1 防災会議については、新町において設置する。
- 2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。
- 4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。

提案・説明された協議項目

次回の協議会で、協議されます。

協議項目22-6	国民健康保険事業の取扱い
	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。 3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。 4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。 5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6 保健事業については、新町において調整する。 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。

解 説

◎国民健康保険税の現況

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
賦 課 形 態		保 険 税		
被 保 險 者 数		8,636人	2,018人	849人
世 帯 数		3,986世帯	653世帯	341世帯
税 率	医 療 保 険 分	所得割 8.5%	所得割 3.8%	所得割 3.7%
		資産割 10.0%	資産割 35.0%	資産割 30.0%
		均等割 30,000円	均等割 16,000円	均等割 24,000円
	介 護 保 険 分	所得割 36,000円	所得割 22,000円	所得割 31,000円
		均等割 3,500円	均等割 5,300円	均等割 5,800円
		平等割 3,500円	平等割 3,700円	平等割 4,900円
課 税 限 度 額		医 療 保 険 分 530,000円		
		介 護 保 険 分 80,000円		
法 定 軽 減 制 度		7割・5割・2割	6割・4割	7割・5割・2割
納 期	第1期	6/16～ 6/30	第1期 8/11～ 8/31	第1期 7/ 1～ 7/31
	第2期	8/16～ 8/31	第2期 10/11～10/31	第2期 10/ 1～10/31
	第3期	9/16～ 9/30	第3期 12/ 1～12/20	第3期 12/ 1～12/25
	第4期	10/16～10/31	第4期 2/11～ 2/28	
	第5期	11/16～11/30		
	第6期	12/ 1～12/25		
保 險 給 付		療養の給付・療養費・高額療養費は国制度のとおり。出産育児一時金300,000円 葬祭費10,000円		
高 額 療 養 費 貸 付 あ っ せ ん		貸付金額は高額療養費支給見込額の90%以内。貸付利息は無利息。		
保 健 事 業		医 療 費 通 知		
		健康教育講演会の 実施・健康教育	(健康教育等は、一般会計予算で実施)	
国民健康保険運営協議会		任期 2年 委員定数 9名		任期 2年 委員定数 6名

◎市町村の合併の特例に関する法律第10条とは
⇒合併をする町村の間に地方税の賦課に著しい不均衡がある場合などに、全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合は、「市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。」とされています。3町村の税率等の差が大きいことから、この制度を適用しようとするものです。

◎法定軽減制度とは⇒所得が一定基準以下の世帯については、国民健康保険税のうち、応益割額(均等割額と平等割額の合計)部分を段階的に減額し、国民健康保険税を軽減する制度をいいます。軽減の割合は、世帯の所得段階によって区分され、さらに、市町村の賦課総額に占める応益割総額の割合(応益割合)に応じて異なります。

3 町村の国民健康保険税の軽減制度

世帯の合計所得	35%未満 (更別村)	45%以上 55%未満 (幕別町・ 忠類村)	35%以上 45%未満 及び 55%以上
	33万円以下	5割軽減	7割軽減
33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 1) 以下	3割軽減	5割軽減	4割軽減
33万円 + 35万円 × 被保険者数	軽減なし	2割軽減	軽減なし

※地方税法施行令の改正(平成7年)に伴う経過措置として、当分の間、5割軽減を6割軽減に、3割軽減を4割軽減にすることができることから、更別村については経過措置により6割軽減及び4割軽減を適用しています。

◎応能割・応益割とは⇒現在3町村では、国民健康保険税の総額を次の4つの項目に割り振り、それらを組み合わせて1世帯ごとの税額が決められています。

この方式のほか、資産割を除いた方式や資産割、平等割を除いた方式があり、市町村によって異なります。

応能割	所得割	世帯の所得額に応じて計算
	資産割	世帯の資産税額に応じて計算
応益割	均等割	1人当たりいくらとして計算
	平等割	1世帯当たりいくらとして計算

3 町村の応能割と応益割(医療分)

	応能割	応益割
幕別町	50.8%	49.2%
更別村	70.2%	29.8%
忠類村	50.5%	49.5%

◎療養の給付とは⇒病院などの窓口で保険証を提出すれば、総医療費のうち、年齢などに応じた一部負担金(自己負担割合は下記の表参照)を支払います。その差額は、療養の給付として国保から負担されます。

年齢に応じた負担区分

年 齢	自己負担割合
70歳以上	1割
一定以上所得者	2割
3歳以上70歳未満	3割
3歳未満	2割

◎療養費とは⇒次のような場合は、一旦全額を支払った後に、町村の国保窓口へ申請し、審査で決定すれば、自己負担割合を除く割合の金額が療養費として払い戻される制度です。

- ・ 保険医療機関以外で治療を受けたり、保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・ 医師が必要と認めた輸血の生血代
- ・ 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- ・ 医師が同意した、針・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
- ・ 柔道整復師の施術を受けたとき
- ・ 海外渡航中に治療を受けたとき

◎高額療養費とは⇒医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として、申請により支給されます。

◎出産育児一時金とは⇒被保険者が出産したときに支給されます。

◎葬祭費とは⇒被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

◆質疑応答の要旨◆

赤津委員(更別村)～税率を5年で統一する調整方針であるが、忠類、更別の税率が低く、この2村が一遍に上がることになって住民理解が得られるかという問題がある。幕別の税率を基準に統一するとなっているが、幹事会で税率が白紙の状態での論議はなかったのか、白紙で判断して、結果として幕別のようになったということになれば理解しやすいと思う。最初から幕別に統一するというと、上がる方の村では理解が得られるのかの不安がある。

西尾委員(幕別町)～幹事会でも議論になった。当初は、幕別町の現行税率に統一するという文言で幹事会に提案があったが、特定の町村の名前を入れることで、上がる村からすれば拒否反応が強いのではないかと、という指摘もあった。ただ、世帯数からいっても幕別町が4,000、2村合わせて1,000であり、どのような調整をしても幕別町に近いような基準に合わせないと、国保税の健全財政を保っていくことはできない。住民説明段階で、どのくらいになるのかと質問があれば、幕別町に近い税率になるということをお話をしなければならぬと想

定されたことから、基準をきちんと示した方が、かえって住民の皆さんにこうなるといふご理解をいただけるのではということがあつて幕別町という名前を使わせていただいた。また、この合併が決まるまでには、できることなら幕別町も何とか引き下げる努力をさせていただければという思いもあつて、こういう文言となった。

赤津委員(更別村)～2村の国保の差額がどうなるのか具体的なものはわからないが、多分、かなりの率になり、少なくとも、倍くらいにはなるかと思つているが、何とか5年経過の中で何かの救済とかが講じられないのか、聞きたい。

事務局～ご心配のことが起きるといふ前提に立つて、特例で認めている不均一課税5ヵ年度を選択したということになる。ただ、上積みするような、激変緩和措置についてはここでは意図していないが、具体的な方法としては、一般会計の繰り出し等の議論があろうかと思うが、新しい首長にかかる施策の論点からいって、そこまでは触れて議論はしなかったということだ。

協議項目 5 財産及び債務の取扱

3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。

解 説

◎**なぜ引継ぎが必要か**⇒新設合併の場合、合併の前日に関係する全ての町村の法人格がなくなることから、それぞれが所有する財産や債務を新町に引き継ぐことを決めておく必要があります。

◎**ただし書きについて**⇒調整方針に「ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。」とされています。

基金の取扱いについては、合併の時点で所有する町村が消滅することから、条例等に根拠のない現金となることから、その取り扱いをあらかじめ決めておく必要があり、別途協議するとしたものです。

また、今般の国会で成立した市町村の合併

に関する3つの法律では、いわゆる地域自治組織の規定が盛り込まれています。そのうち2つの法律で、合併特例区の設置について規定されていますが、この合併特例区は、法人格を持ち、「合併関係町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして協議で定めるものは、合併特例区が承継することができる。」とされています。

地域自治組織については、「地域自治組織等小委員会」で協議が行われていますが、権利の継承ができる合併特例区の設置が協議されることも考えられますので、その場合に対応できるようにということで、ただし書き以降の表現となったものです。

◎ 3 町村の財産・債務の現況（平成14年度末現在）

財産及び債務の種類		幕別町	更別村	忠類村	
財 産	公有財産	土地	23,561,859㎡	16,704,369㎡	20,203,200㎡
		立木推定蓄積量	184,466㎡	198,267㎡	203,883㎡
		建物（延床面積）	174,144㎡	72,302㎡	41,801㎡
		（有価証券）株券	58,150千円	53,740千円	15,130千円
		（有価証券）会員券	750千円	8,000千円	—
		出資による権利	838,543千円	186,383千円	29,801千円
	物 品	公用車	122台	55台	46台
	債 権	債権	971,948千円	214,618千円	18,457千円
	基 金 等	基金等	3,496,389千円	3,744,820千円	2,108,141千円
	債 務	地方債残高	地方債残高	34,694,654千円	7,094,630千円
債務負担行為		平成15年度以降の支出予定額	2,301,812千円	576,350千円	934,790千円

◎公有財産とは⇒地方公共団体が保有する不動産、特定の動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利などをいいます。

◎物品とは⇒地方公共団体が所有する動産のことで、その使用形態、品質、耐久度及び使用目的によって区分され、自動車など比較的長期間にわたって形状を変えなく反復使用できるものは備品として区分されます。

◎債権とは⇒金銭給付を目的とする権利のことで、地方税、分担金、使用料等の公法上の収入金や、物件の売払い代金、貸付料等の私法上の収入金のほか、歳出金の誤払い、過払いに基づく返還金にかかる債権など地方公共団体が自己以外の者に対して金銭の給付を請求しうるすべての権利を含みます。

◎基金とは⇒地方公共団体が特定の目的のために資金を積み立てるもので、条例により設置の目的及び管理運営の方法等が明らかにされており、特定の目的のために財産を維持管理

又は資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金の、大きく二つに区別されます。

◎地方債とは⇒地方公共団体が公共施設の建設などのために、資金調達的手段として会計年度を越えて金銭を借り入れるものです。

長期間使用する公共施設の建設費用などを、現在の世代だけではなく、将来の世代も公平に負担していくことが主な目的で、実施する事業の種類により充当率（事業費に対する借入額の割合）が定められており、借入れに当たっては、議会の議決が必要です。

◎債務負担行為とは⇒数年度に渡る建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為をいいます。限度額と期間を定めて約束するものです。

◇質疑応答の要旨◇

水口委員（更別村）～基金の取扱い等について、詳しく説明していただきたい。

事務局～次回の協議会で調整方針が決定をされれば、専門部会等で基金の種類を含め額や設置目的をどうするかなどを検討することになる。合併特例区が設置された場合は、基金を承継でき、具体的には、地域振興基金等が考えられると思う。

杉山委員（幕別町）～民間の金融機関等の合併では、財産などは、簿価と実勢価格を査定するが、自治体の場合はどうか。

事務局～自治体の場合は財産台帳が引き継がれることになり、見直しはされない。

渡辺委員（更別村）～資料の数字は14年度を基準にしており、もっと新しい数字が必要ではないか。

会長～財産調書は決算書に基づいたものであり、今は14年度の決算までしか出ていない。15年度の決算が認定になるのは9月から12月になり、その時点で15年度の数字が示されると思う。

安村副会長～全て新町に引き継ぐということは、地方自治法からいけば当然であり、特に異議がないが、ただし書き以降の言葉を省いた場合、どんなことが想定されるのか。

事務局～それぞれの法人格が消滅することから、基金は単なる現金になり、その現金をどういう目的でどのように積み立てるかなどを、専門部会等で検討することになる。「及び」の部分だが、現在、小委員会で自治組織を議論しており、特例法を用いた特例区という選択の場合は、可能性があるということでこの文言を加えている。

協議項目 11	一般職の職員の身分の取扱い
1	3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
2	職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
3	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。
4	給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。

解 説

◎職員身分の取扱い⇒市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一

般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と規定されています。

◎3町村の職員の定数及び職員数の現況（平成16年4月現在） 単位：人（ ）内は兼務

	幕 別 町		更 別 村		忠 類 村	
	条例定数	実 配 置	条例定数	実 配 置	条例定数	実 配 置
町長（村長）の事務部局	199	189	77	71	45	44
議会の事務部局	4	4	2	2（1）	2	2
選挙管理委員会	1	0（6）	－	0（5）	－	0（6）
監査委員の事務部局	1	1	－	0（2）	－	0（2）
農業委員会の事務部局	5	4	3	3	2	2
教育委員会の事務部局 （学校・教育機関等職員を含む）	35	30	17	14	7	6
消防事務組合 支署派遣	－	1	－	1	－	－
計	245	229	99	91	56	54
条例定数合計	400					
実配置合計	374					

◎給料表⇒給料表は、ともに行政職8級制となっています。初任給は、大学卒が2級2号給（俸）と3町村が同じで、短大卒は幕別町と忠類村が1級9号給（俸）、更別村が1級10号俸、高校卒は幕別町と忠類村が1級7号給（俸）、更別村が1級8号俸、中学卒は忠類村のみで定められており、1級2号俸となっています。

◎職員の種類⇒幕別町が部長制をひいており、更別村はいわゆるスタッフ制で、国保診療所を設置しているなど、3町村に差異があります。

◇諸手当について⇒諸手当で、3町村に差異のある、主なものについてお知らせします。なお、次の手当については、3町村に差異がありません。 扶養手当・寒冷地手当・夜勤手当・退職手当・期末手当・勤勉手当・休日勤務手当

◎管理職手当⇒職員の種類の違いから、管理職の呼び方に違いがでていますが、手当の率は同じです。幕別町の部長職が15%、3町村それ

ぞれの課長職、参事相当職、課長相当職が12%、同じく課長補佐相当職、主幹職が10%となっています。

◎住居手当⇒3町村共に定められており、自己所有の住宅に居住する職員では、幕別町が月額16,000円、更別村が15,000円で取得後5年間は17,500円、忠類村が11,000円となっています。借家や借間に居住する職員の住居手当も定められていますが、支給対象家賃の月額や控除額等に差異があります。

◎通勤手当⇒幕別町が独自に定めており、更別村は国と同じで、忠類村は規定がありません。

◎特殊勤務手当⇒更別村と忠類村で定められており、幕別町は規定がありません。

◎宿日直手当⇒通常の宿日直は、3町村ともに勤務1回につき4,200円で、ほかに幕別町では常直的宿日直の手当、更別村では診療所の医師、看護師等の宿日直手当が定められています。

◇質疑応答の要旨◇

安村副会長～合併後の総合支所として残る職員数は、小規模町村で、忠類さんも同じと思うが、一番関心を持っているのではないかと。極力早く総合支所の概念とそこに残る職員数を住民の皆さんに、知らせる必要があると思う。定数管理については、新町で策定することになるが、新町にならなければ職員数が何人残るか分からないわけで、そういう部分で小規模町村の私の村はいろんな意見が出てくるのではないかと懸念材料がある。私どもは、任意協に入る前から地域内分権ということの基本にしておき、地域内分権を一定程度確保していただくことになれば、本所、総合支所という関係でも、例えば職員数の配置が二重投資というか、余分な経費が掛かって止むを得ないのではないかと懸念している。任意協の「これからのまちづくり」というダイジェスト版の中に、人件

費の削減効果ということで、合併後目標職員数は類似団体からの推計で、総合支所2カ所で67名となっている。これだと、忠類さんと2カ所で67名だから大変だと思う。その辺を次回までに、メリハリを付けた議案提案をお願いしたいと思っている。これは意見だが。

事務局～地域自治組織等小委員会に事務組織及び機構の取扱いについて付託されていることから、私どもの方から提案するというのではなく、小委員会等の報告を待って、それを受けて検討がされるということになる。

安村副会長～協議事項4項目中の2(注)について不突合というか少しそぐわない文面でないかと思うが、その辺も次回までにできれば整理をお願いしたい。

注：2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。

協議項目 12	特別職の身分の取扱い
<p>1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時まで調整する。</p>	
<p>2 議会議員の報酬額等は、合併時まで調整する。</p>	
<p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時まで調整する。</p>	
<p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。</p>	

解 説

◎常勤の特別職の給与

給料は月額

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
給 料	町 長 (村長)	872,000円	784,000円	800,000円
	助 役	711,000円	648,000円	643,000円
	収 入 役	629,000円	570,000円	助役兼掌
	教 育 長	629,000円	570,000円	574,000円
期末手当	支給率	6月期末手当 100分の210		
		12月期末手当 100分の230		
	加 算 率	町長・助役・収入役・教育長 15%	村長 5% 助役・収入役・教育長10%	加算なし
寒 冷 地 手 当		一般職と同じ	当分の間支給しない	一般職と同じ
退 職 手 当		北海道市町村職員退職手当組合の規定による		

◎議会議員の報酬等

報酬は月額

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	
報 酬	議 長	330,000円	275,000円	270,000円	
	副 議 長	264,000円	220,000円	198,000円	
	委 員 長	236,000円	197,000円	183,000円	
	議 員	212,000円	173,000円	162,000円	
期 末 手 当	支 給 率	6 月 期 末 手 当	100分の170	100分の120	100分の190
		12 月 期 末 手 当	100分の270	100分の320	100分の250
	加 算 率	15%	5%	加算なし	

◎行政委員会委員の報酬⇒地方自治法の規定により、市町村に置かなければならない執行機関として、次の委員会があり、委員は非常勤の特別職となっています。

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
教 育 委 員 会	委 員 長	57,500円/月	51,900円/月	47,000円/月
	委 員	37,500円/月	34,000円/月	31,000円/月
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	9,000円/日	8,400円/日	8,700円/日
	委 員	8,200円/日	7,500円/日	7,800円/日
監 査 委 員	識 見 者	125,000円/月	89,000円/月	60,000円/月
	議 員	52,000円/月	49,200円/月	31,000円/月
公 平 委 員 会	委 員 長	9,000円/日	8,400円/日	8,700円/日
	委 員	8,200円/日	7,500円/日	7,800円/日
農 業 委 員 会	会 長	57,500円/月	53,900円/月	48,000円/月
	会 長 代 理	43,000円/月	—	37,000円/月
	委 員	37,500円/月	34,900円/月	32,000円/月
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長	9,000円/日	7,500円/日	7,800円/日
	委 員	8,200円/日	6,500円/日	6,600円/日

◎審議会・委員会等の附属機関委員の報酬⇒3町村の条例で定められた附属機関及び委員の報酬は次のとおりです。委員は、非常勤の特別職となっています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
報 酬 額	委員長(会長) 8,200円/日 委 員 7,000円/日	委員長(会長) 7,500円/日 委 員 6,500円/日	委員長 7,800円/日 委 員 6,600円/日
3 町 村 又 は 2 町 村 共 通 の 附 属 機 関	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会
	学校給食センター運営委員会	学校給食センター運営委員会	学校給食センター運営委員会
	公営住宅審議会	村営住宅委員会	村営住宅入居者選考委員会
	民生委員推薦会	民生委員推せん会	民生委員推薦会
	特別職給料及び報酬審議会	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会
	表彰者選考委員会	表彰者選考委員会	表彰者選考委員会
	使用料等審議会	使用料等審議会	使用料等審議会
	行政改革推進委員会	行政改革推進委員会	行政改革推進委員会
	青少年問題協議会	青少年問題協議会	青少年問題協議会
	防災会議	防災会議	防災会議
	体育指導委員	体育指導委員	体育指導委員
	社会教育委員	社会教育委員	社会教育委員会
	社会福祉委員	社会調査委員会	民生調査委員
	総合計画策定審議会	ときめき夢大地さらべつ推進委員会	
	情報公開・個人情報保護審査会	情報審査会	
	名誉町民審査委員会		名誉村民審査委員会
	就学指導委員会		就学指導委員会
農業委員会に属する地区交換分合計画委員会		農地集団化地区委員及び計画委員	

町村独自の 附属機関	※幕別町独自の附属機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・公害対策審議会・都市計画審議会・文化財審議委員会・健康づくり推進協議会 ・廃棄物減量等推進審議会・働く婦人の家運営委員会・障害者福祉計画策定委員会 ・介護保険運営等協議会・奨学資金選考委員会・乳幼児対策審議会・生活館運営審議会 ・育成牧場運営委員会・次世代育成支援対策地域協議会・老人ホーム入所判定会議 ・予防接種健康被害調査委員会
	※更別村独自の附属機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て委員会・保健福祉推進委員会

◎その他の特別職の報酬等⇒その他の特別職と報酬は次のとおりです。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
投票管理者	12,700円/回	9,700円/日	12,000円/回
投票管理者職務代理者		8,800円/日	10,200円/回
投票立会人	10,800円/回	8,800円/日	10,200円/回
選挙長	10,700円/回	8,400円/日	8,700円/回
選挙長職務代理者		7,500円/日	7,800円/回
開票管理者	10,700円/回	8,400円/日	8,700円/回
開票管理者職務代理者		7,500円/日	7,800円/回
選挙立会人	8,900円/回	7,500円/日	7,800円/回
開票立会人	8,900円/回	7,500円/日	7,800円/回
学校医			147,000円/年
学校歯科医			118,000円/年
学校薬剤師			44,000円/年
行政区長	均等割 13,800円/年 戸数割 1,300円/戸・年	16,000円/月	150,000円/年
国際交流員	300,000円/月		350,000円/月
交通安全指導員	1,400円/時	6,500円/月	

協議項目22-4	電算システムの取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。 2 本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。 	

解 説

◎3町村の電算システムの現況

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
基幹業務システム	主に汎用機(ホストコンピュータ)による処理	主にサーバ活用のパソコンによる処理	主に汎用機(ホストコンピュータ)による処理
庁内LAN	整備済	整備済	整備済
個別業務システム	パソコンによる自己処理	パソコンによる自己処理	パソコンによる自己処理
情報ネットワーク	役場と一部施設が接続	役場と出先機関、小中学校等を専用回線で接続	役場と接続されている施設はない

◎汎用機とは⇒広い範囲の複数業務を1台で処理できるよう設計された大型コンピュータで、大規模な業務システムの処理に利用されます。

◎サーバとは⇒特定の業務を処理するシステムコンピュータで、小規模な業務システムの処

理に利用されます。

◎庁内LANとは⇒事務所内、建物構内などの狭い範囲のコンピュータやプリンタ(印刷機器)等を回線で接続することをいいます。

◇平成15年度歳入歳出決算の認定について◇

◎十勝中央合併協議会の監査委員である柏木孝氏（更別村）、大和田仲善氏（忠類村）が4月28日に監査を行い、適正な処理が行われている旨、柏木監査委員から報告をいただいたのち、認定されました。

歳入

（単位：円）

科目	予算現額	収入済額	差引	説明
負担金	7,780,000	7,780,000	0	負担金 幕別町2,761,000 更別村2,516,000 忠類村2,503,000
補助金	3,200,000	3,200,000	0	道補助金
諸収入	1,000	16	984	預金利子
計	10,981,000	10,980,016	984	

歳出

（単位：円）

科目	予算現額	支出済額	差引	説明
事務局費	4,055,000	3,131,241	923,759	旅費、消耗品費、電話料、コピー機リース料、備品購入費、時間外勤務手当負担金等
会議運営費	3,671,000	3,662,731	8,269	委員報酬及び費用弁償、研修旅費、消耗品費、郵便料、会議録作成委託料等
調査研究費	2,603,000	2,579,395	23,605	印刷費、郵便料、新町建設計画策定委託料等
広報広聴費	352,000	351,269	731	協議会だより印刷製本費
予備費	300,000	0	300,000	予備費
計	10,981,000	9,724,636	1,256,364	

※収入済額10,980,016円－支出済額9,724,636円＝差引残額1,255,380円は、平成16年度会計への繰越

◇質疑応答の要旨(その他)◇

本多委員(更別村)～住民から、広報紙が出ているが結果しかわからない、住民の声が通らないのではないかという話が聞こえている。例えば公聴会を開くといったような、住民の声を聞く場面などの対応について、どのように考えているか。

事務局～協議内容について住民に早く周知されることは大変重要なことだと理解しており、先般から幹事会を公開することとした。一定の制限はあるが、一番早くその中味の議論が周知されるという機会であるかと思っている。事業計画では、7月に住民説明会を予定している。将来構想ダイジェスト版と、今まで協議された協議項目の説明を行い、そういう中で議論が出てくるとしている。

本多委員(更別村)～これからは、調整方針に基づいて3町村が納得した中で調整していくと思うが、時間があるのか伺いたい。

事務局～合併協議会では協定項目45項目に関わる判断をいただくところであるので、全内容について協議会で、審議をするということにはならず、いわゆるAランクの部分について協議される。いろんな事務事業を取りまとめた中での表現を用いているため、極めて抽象的な文言にしかならないが、先進事例を見てもそのようなことで取りまとめているということでご理解を頂きたいと思う。

会長～協議会で決める部分、小委員会の中で議論をするもの、専門部会で決まって住民に周知していくものがあると思う。住民説明会で住民の皆さんの意見を聞く、決まったことをお知らせしていく、といった中でこれから取り進めていきたい。目標としては12月くらいまでには協議項目の協議を終了する方向で進めていきたいという状況である。

小委員会報告

小委員会の会議等の状況についてお知らせします。



第4回新町建設計画小委員会

◇ 4月16日に幕別町で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・新町将来構想の方向性にかかる3町村の住民組織及び小委員会委員の意見集約の確認
- ・新町将来構想案（前段）の協議
- ・将来像及び基本目標にかかる方向性について、分野別に意見交換

第5回新町建設計画小委員会

◇ 5月10日に忠類村で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・第4回小委員会での分野別意見交換における意見集約の確認
- ・新町将来構想案（後段）の協議
- ・新町建設計画における主要施策について、分野別に意見交換

協議会・小委員会の開催予定

◎第6回十勝中央合併協議会

平成16年6月25日(金) 午後2時開会予定 忠類村コミュニティセンター

◎第3回地域自治組織等小委員会

平成16年6月2日(水) 午前10時開会予定
忠類村ふれあいセンター福寿

◎第7回新町建設計画小委員会

平成16年6月29日(火) 開会時刻未定
幕別町民会館

※ 協議会・小委員会・幹事会はどなたでも傍聴できます。

※ 日程等は変更することがありますので、ご面倒でも事務局にご確認ください。

電話 0155-55-3222 ホームページ <http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/>

幹事会の傍聴について

情報公開の観点から、協議会や小委員会へ提案する議案の、協議等を行っている幹事会についても公開し、住民の皆さんが傍聴できるようになりました。幹事会については随時開催ということで開催回数も多く、不定期の開催のために日程をあらかじめお知らせできませんので、傍聴を希望される方は事務局へ日程等のご確認をお願いします。なお、会場の関係から、傍聴者は先着10名に限らせていただきます。